

尾瀬国立公園協議会設置要綱

(目的)

第1条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「新・尾瀬ビジョン」の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、尾瀬国立公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成等)

第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関東地方環境事務所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会に議長を置く。
- 3 議長は、互選で選出するものとする。

(議長の職務)

第3条 議長は協議会の会務を掌理する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代行する。

(招集)

第4条 協議会の招集は、関東地方環境事務所長が行う。

(議事の公開)

第5条 協議会の議事は公開とする。ただし、構成員の総意により非公開とすることができる。

(代理出席)

第6条 関係機関のうち行政機関及び山小屋組合は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第7条 議長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を協議会に参加させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務をおこなうため関東地方環境事務所に協議会事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。
この要綱は、平成25年8月6日から施行する。
この要綱は、平成29年3月8日から施行する。
この要綱は、平成30年3月22日から施行する。
この要綱は、令和5年1月30日から施行する。
この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

尾瀬国立公園協議会 構成員

関係機関

行政機関	
1	環境省関東地方環境事務所長
2	林野庁関東森林管理局計画保全部長
3	福島県生活環境部長
4	栃木県環境森林部長
5	群馬県環境森林部長
6	新潟県環境局長
7	檜枝岐村長
8	南会津町長
9	日光市長
10	片品村長
11	魚沼市長
財団	
12	公益財団法人尾瀬保護財団
土地所有者・管理者	
13	三井物産株式会社サステナビリティ 経営推進部グローバル環境室
14	東京電力リニューアブルパワー株式 会社水力部水利・尾瀬グループ
15	東京パワーテクノロジー株式会社
観光協会	
16	尾瀬檜枝岐温泉観光協会
17	南会津町観光物産協会館岩支部
18	一般社団法人日光市観光協会湯西川 ・川俣・奥鬼怒支部
19	一般社団法人片品村観光協会
20	一般社団法人魚沼市観光協会
山小屋組合	
21	尾瀬山小屋組合 組合長
22	尾瀬山小屋組合 副組合長
地元自然保護・環境教育・ガイドの団体	
23	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会
24	公益財団法人日本野鳥の会栃木県支 部
25	片品山岳ガイド協会
26	新潟県自然観察指導員の会
その他団体	
27	公益財団法人日本自然保護協会
28	尾瀬ガイド協会

委員

有識者	
29	加藤 峰夫(横浜国立大学名誉教授)
30	山本 清龍(東京大学大学院准教授)

※順不同